

工事請負契約等に係る入札参加停止

独占禁止法違反行為の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行います。

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第4号（独占禁止法違反）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商 号	I H I 運搬機械株式会社
代表者氏名	代表取締役 赤松 真生
本店所在地	東京都中央区明石町 8-1
停 止 期 間	3 か月

3 入札参加停止の理由

I H I 運搬機械株式会社を含む機械式駐車装置メーカーらは、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会が違反事実を認定した。なお、I H I 運搬機械株式会社は、課徴金の減免制度の適用を受けている。

4 停止期間の始期及び終期

令和7年9月13日から令和7年12月12日まで

（参考）

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第4号

措置要件	措置期間
業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	6 か月以上24か月以内

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第4条第3項

知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第5条第1項第1号から第3号までの規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。